

## 水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱

3 水推第1433号

令和4年3月28日

農林水産事務次官依命通知

(最終改正 令和8年4月7日付け 7水推第1857号)

### (通則)

- 第1 水産業体質強化総合対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 第2 我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給している一方、我が国周辺水域の資源水準の変動、燃油や漁業用生産資材、養殖用餌飼料価格の高騰といった厳しい経営環境の下で、漁業者の減少・高齢化や漁船の老朽化などの生産構造の脆弱化により、このままでは水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画に掲げる国民への水産物の安定供給の確保に支障を来すおそれがある。

補助金は、こうした状況を受け、水産業の体質強化を図るため、資源管理や漁場環境改善に取り組みつつ収益性重視の操業・生産体制への転換を推進する漁業改革推進集中プロジェクトの推進及び資源管理協定（漁業法（昭和24年法律第267号）第124条の規定に基づき、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けたものをいう。以下同じ。）等に基づく取組の支援を総合的に行うことにより、効率的に漁業の構造転換を促進し、国際競争力があり、より厳しい経営環境の下でも操業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図ることを目的とする。

また、鯨類の持続的利用に必要な科学的データの収集を行うため、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施することを目的とする。

### (事業の内容等)

- 第3 本事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる1の事業については特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構、2の事業については水産庁長官が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体、3の事業については漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める団体とし、次の事業を行うものとする。

#### 1 漁業構造改革総合対策事業

##### (1) 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業

###### ア 中央プロジェクト本部運営事業

- (ア) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、漁業に関する有識者等からなる漁業改革推進集中プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から構成される漁業改革推進集中プロジェクト本部（中央プロジェクト本部）を設置する。

- (イ) 中央協議会は、漁業構造改革総合対策事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、イの(ウ)の改革計画又はイの(エ)の操業転換方針(以下「改革計画等」という。)の認定について申請があった場合には、水産資源や漁場環境の状況、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクを考慮の上、その内容を審査し、新たな操業・生産体制へ移行した漁船等の収益性が確保されると認められるときは、水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定するほか、認定された改革計画(以下「認定改革計画」という。)又は認定された操業転換方針(以下「認定転換方針」という。)に基づいて実施された実証事業の実証結果について、当該実証事業の終了後及び認定改革計画又は認定転換方針(以下「認定改革計画等」という。)の計画期間の終了後に遅滞なく検証等を行う。また、必要に応じイの(ア)に定める地域の漁業改革推進集中プロジェクトに対し、当該実証事業の実施並びに償却前及び償却後の利益の確保に係る指導及び助言を行うこととする。
- (ウ) 中央協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなるマーケットイン型養殖業・生産管理評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、評価委員会に対して次の事項を委任する。なお、評価委員会には、(v)について評価委員会技術開発部会、(vi)について評価委員会養殖連携部会を設置し、これらの部会に専門的な知見を有する委員を含めた上で委任することとする。
- (i) 養殖業の事業性及び適正な生産管理を評価するためのガイドラインの作成・更新その他の基本的な事項についての審議
  - (ii) 養殖経営体(複数の養殖経営体等で構成されるグループを含む。以下同じ。)による養殖業改善計画の作成に係る認定
  - (iii) 養殖経営体が作成した養殖業改善計画に係る認定及び令和6年能登半島地震の被災者が作成する養殖業再建計画の評価
  - (iv) 認定された養殖業改善計画(以下「認定養殖業改善計画」という。)及び令和6年能登半島地震被災した養殖経営体が作成し事業主体が承認した養殖業再建計画(以下「承認養殖業再建計画」という。)に基づき実施する実証事業の実証結果の評価・検証及び実証事業を行った養殖経営体に対する指導及び助言
  - (v) 養殖業における生産性向上又は収益性向上のための技術開発・実証に関する計画(以下「養殖業技術開発計画」という。)に係る認定
  - (vi) 異業種分野との連携によるイノベーション等を進める養殖ビジネス計画に係る認定
- (エ) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、イの地域プロジェクト運営事業の企画・立案、実施段階における指導及び助言並びに実証結果の検証段階における指導及び助言を行うものとする。
- (オ) 事業主体は(ウ)の(i)～(vi)の実施に必要な調査を関係機関と協力して実施するほか、養殖業再建計画の承認を行い、養殖業改善計画の作成及び評価に必要な経費について養殖経営体に助成金を交付する。
- (カ) 事業主体は(ウ)の(vi)の実施に必要な情報の収集や効果的な連携を促すため、産官学金の異なる知見を有する様々な業種からなる養殖プラットフォームを構築する。
- (キ) 事業主体は、この事業により得られた成果等について、中央協議会に報告するとともに、都道府県、関係団体等への周知、ホームページでの公表等により広く普及啓発に努める。
- イ 地域プロジェクト運営事業

事業主体は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者（以下「水産業協同組合等」という。）であって次の（ア）から（キ）までに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付する。

- （ア）この事業の支援を受け漁業者、流通・加工業者、造船業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業の構造改革に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業改革推進集中プロジェクト（地域プロジェクト）を設置すること。
- （イ）漁業者等の代表、地方公共団体の職員、有識者、金融機関等を構成員とする地域プロジェクト協議会（以下「地域協議会」という。）を設置すること。
- （ウ）地域協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、水産資源や漁場環境の状況、水揚高減少や燃油価格上昇等の変動リスクを考慮の上、収益性向上に向けた取組のための改革計画（以下「改革計画」という。）を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定改革計画の履行状況を定期的に把握し、認定改革計画に基づく取組の適切な実施に必要な指導及び助言（収益性の向上が図られていない場合の改善策作成を含む。）を行い、実証結果について検証を行うなど、事業実施期間中における計画の履行に主導的役割を担うこと。
- （エ）地域協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、地域プロジェクト運営者の主たる根拠地が属する都道府県（以下「管轄都道府県」という。）の指導及び助言のもと、管轄都道府県の包括的な計画となるよう考慮の上、海洋環境の変動に対応した魚種・漁法等の転換に向けた取組のための操業転換方針を作成し、これを中央協議会に提出し、アの（イ）の認定を受けるとともに、認定転換方針の履行状況を定期的に把握し、認定転換方針に基づく取組の適切な実施に必要な指導及び助言（海洋環境の変動への対応が図られていない場合の改善策作成を含む。）を行い、実証結果について検証を行うなど、事業実施期間中における方針の履行に主導的役割を担うこと。
- （オ）改革計画等の作成に必要な調査研究を実施すること。また、認定改革計画等に基づく取組の実施において、償却前及び償却後の利益の確保のため、中央協議会より指導及び助言を受けること。
- （カ）改革計画等又は長期的な代船建造計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより中小漁業経営支援協議会を設置すること。
- （キ）地域協議会が、地域の資源管理を推進する観点を含め、関係する漁業者団体による長期的な代船建造計画の策定及び実施に必要な指導及び助言を行うこと。

ウ 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、ア及びイに掲げる事業のうち、我が国水産業の競争力強化に資するものについて、特に区分した資金から助成金を交付するものとする。

## （２）漁業構造改革推進事業

### ア もうかる漁業創設支援事業

- （ア）事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、公募により漁船等を選定し、認定改革計画に基づき次に掲げる実証事業を実施する際、この実証事業に必要な用船料等について、助成金を交付することができる。

- ① 改革型漁船等の収益性改善の実証事業
- ② 漁船等の収益性回復の実証事業
- ③ 先端的養殖モデル地域における収益性向上の実証事業

(イ) 事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、認定転換方針に基づき、海洋環境変化に対応した操業転換による収益性確保の実証事業を実施する際、当該実証事業に必要な経費について、水産業協同組合等に助成金を交付することができる。

(ウ) 事業主体は、認定養殖業改善計画に基づき、養殖経営体の実証事業を実施する際、この実証事業に必要な経費について、養殖経営体に助成金を交付することができる。また、事業主体は、評価委員会技術開発部会によって認定された養殖業技術開発計画に基づき、事業実施者が技術開発・実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。さらに、事業主体は、評価委員会養殖連携部会によって認定された養殖業ビジネス計画に基づき、事業実施者が収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証事業を実施する際、この事業に必要な経費について、事業実施者に助成金を交付することができる。

(エ) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、(ア) から (ウ) までに掲げる実証事業のうち、我が国水産業の競争力強化に資するものについて、特に区分した資金から助成金を交付するものとする。

(オ) 事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、(ア)、(イ) 又は(エ) による助成金の交付と併せて、実証事業に必要な運転経費について、助成金を交付することができる。事業主体は、当該助成金を交付した者に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより漁獲物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

#### イ 漁船漁業再生事業

事業主体は、地域協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定改革計画等に基づく漁業経営コスト低減のための漁船の隻数の削減等の取組であって、認定改革計画に基づくものにあつては新たな漁船の取得と不要漁船のスクラップ処分等とを併せ行うもの、認定転換方針に基づくものにあつては操業転換と不要漁船又は不要漁具（定置網に限る。）のスクラップ処分等を併せ行う者に対して交付金を交付する事業を実施しようとするとき、水産庁長官が別に定めるところにより、当該水産業協同組合等に対して当該事業を実施するための事業資金のため事業資金助成金を交付する。

## 2 鯨類資源持続的利用支援調査事業

事業主体は、水産庁長官が別に定めるところにより、以下の(1)及び(2)を実施する。

### (1) 調査等事業

ア 事業主体は、一般財団法人日本鯨類研究所（以下「日鯨研」という。）が北西太平洋及び南極海において実施する鯨類科学調査及び調査副産物の販売等に必要な経費（以下「調査経費等」という。）について、助成金を交付する。

イ 事業主体は、日鯨研に対して、毎事業期間終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、調査副産物の販売収入から助成金を返還させることとする。

### (2) 調査体制確保等事業

ア 事業主体は、鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（平成29年法律第71号）に基づく鯨類科学調査に協力する捕鯨業者（以下「捕鯨業者」という。）の運航

経費及び生産物の販売等に必要な経費について、助成金を交付する。

イ 事業主体は、捕鯨業者に対して、毎事業期間終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、生産物の販売収入から助成金を返還させることとする。

### 3 再編整備等推進支援事業

事業主体は、資源管理協定等に沿って行われる減船又は漁獲対象魚種若しくは漁業種類（以下「業種」という。）の転換の取組に対し支援することにより、資源水準に見合った漁業体制の構築を図るため、次に掲げる事業を水産庁長官が別に定めるところにより実施する。

#### (1) 再編整備支援事業

##### ア 資源管理型

資源管理協定に基づく減船に要する経費に対する補助

##### イ 高度経営移行型

漁獲努力量を削減するだけでなく、資源状況と魚価の状況に対応した生産性の高い操業形態へ移行するための大幅な転換が必要であるものとして水産庁長官が別に指定する業種を対象とする減船又は漁船の収益性を回復するために行う認定改革計画に基づく減船に要する経費に対する補助

##### ウ 国際漁場型

外国漁船との漁場競合の激化等により漁業経営が著しく悪化している国際漁場に係る業種を対象とする減船に要する経費に対する補助

#### (2) 魚種転換等支援事業

資源管理協定に基づき、漁獲対象魚種又は業種を転換するために必要な漁具・漁ろう設備の取得・設置及び業種の転換により不要となる現在使用中の漁具のスクラップ処分に要する経費に対する補助

(基金の造成及び管理)

第4 事業主体は、次の表の左欄に掲げる事業に必要な経費の助成に充てるため、当該事業を実施する期間において、国の予算に基づき国からの補助金によってそれぞれの右欄に掲げる基金を造成するものとする。

第3の1（第3の1の（2）のアの（オ）を除く。）に定める事業	資源管理・漁業革新推進基金（以下「推進基金」という。）
第3の1の（2）のアの（オ）に定める事業及び第3の2に定める事業	水産業体質強化総合対策事業基金（以下「事業基金」という。）

2 推進基金及び事業基金の管理等は、以下のとおり行うものとする。

(1) 事業主体は、推進基金及び事業基金を次により管理・運用するものとする。

ア 銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法

（昭和23年法律第242号）第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会への預貯金

イ 信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

ウ 国債、地方債、その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

(2) 事業主体は、推進基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 第3の1（第3の1の（1）のウ及び（2）のアの（エ）を除く。）に充てるための資源管理・漁業革新推進勘定

イ 第3の1の（1）のウ並びに（2）のアの（エ）及び（2）のイに充てるための競争力強化型勘定

(3) 事業主体は、事業基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。

ア 第3の1の(2)のアの(オ)に充てるための漁業構造改革総合対策事業助成勘定

イ 第3の2に充てるための鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定

- (4) (2)及び(3)に掲げる各勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、当該勘定の中から支弁することができるものとする。
- (5) (2)及び(3)に掲げる各勘定の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第1号により毎年水産庁長官の承認を得て、管理運営費を含め第3に掲げる事業に充てることのできるものとする。
- (6) 事業主体は、第3の1の(2)のアの(オ)により返還された助成金については、漁業構造改革総合対策事業助成勘定に、第3の2の(1)及び(2)により返還された助成金については、鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定にそれぞれ繰り入れて運用するものとする。
- (7) 事業主体は、推進基金及び事業基金の管理については、(1)から(6)までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

(推進基金及び事業基金の廃止時期等)

第5 事業主体は、推進基金及び事業基金について、少なくとも5年に1回は定期的な見直しを行う。定期的な見直しを行う際には、基金の保有割合を算出し、当該保有割合を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法及び数値を水産庁長官に報告し、インターネット等により公表する。

2 各事業の終了時期は、以下のとおりとする。

- (1) 中央プロジェクト本部運営事業及び地域プロジェクト運営事業を行う期間は、もうかる漁業創設支援事業及び漁船漁業再生事業の終了する年度までとする。ただし、第3の1の(1)のアの(イ)に規定する中央協議会が改革計画の認定を行う期間は、令和9年3月31日までとする。
- (2) もうかる漁業創設支援事業を行う期間は、平成21年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (3) 漁船漁業再生事業を行う期間は、平成21年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- (4) 鯨類資源持続的利用支援調査事業を行う期間は、平成28年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(指導監督)

第6 水産庁長官は、第3に定める事業の実施に関して、事業主体、水産業協同組合等及び日鯨研に対し、指導及び監督を行うものとする。

(基金事業の実施報告)

第7 事業主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第2号により水産業体質強化総合対策事業の実施状況を報告するものとする。

(収益納付)

第8 事業主体は、第3の1の(2)のアの(ア)、(イ)及び(エ)の事業について、事業実施者が当該補助事業の実施により、収益が生じたと認めたときは、水産庁長

官が別に定める算定方法により、事業実施者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を事業主体に納付させることとする。事業主体は、収益納付があった場合、推進基金のうち交付した補助金に係る勘定に繰り入れて運用するものとする。

- 2 事業主体は、第3の2の(1)及び(2)の事業について、事業実施者が当該事業の実施により収益が生じたと認めたときは、水産庁長官が別に定める算定方法により、事業実施者に対し、交付した助成金の一部に相当する金額を事業主体に納付させることとする。

(事業の実施に必要な事項)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、第3に定める事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

(交付の対象及び補助率)

- 第10 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、事業主体が行う減船等に係る補助金の交付を行う事業(以下「補助事業」という。)及び運転経費、用船料等又は鯨類科学調査経費に係る助成金の交付を造成された基金によって行う事業(以下「基金事業」という。)を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。
  - 2 前項の補助事業及び基金事業に係る経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第11 事業主体は、別表の区分の欄に掲げる各事業費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第12 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第3号の1及び別記様式第3号の2による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。
  - 2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施者について当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

- 第13 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

- 第14 大臣は、第12第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補

助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、事業主体に対しその旨を通知するものとする。

- 2 第12第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

- 第15 事業主体は、第12第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第14第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

- 第16 事業主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
  - 2 事業主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第17 事業主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ交付規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第5号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）に要する経費の配分された額の変更をしようとするとき。
  - (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
  - (3) 補助事業等を中止し又は廃止しようとするとき。
- 2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

- 第18 事業主体は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第6号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第19 事業主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第7号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに大臣に提出しなければならない。

ただし、別記様式第8号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による事業遂行状況報告書の提出のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して当該補助事業の遂行状況に

ついて報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第20 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、事業主体からの請求により、必要と認められる金額については、別記様式第8号の概算払請求書により概算払をすることができる。

2 事業主体は、概算払により間接補助事業にかかる補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(基金の支払)

第21 事業主体は、基金の支払を受けようとするときは、別記様式第9号による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第22 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第10号のとおりとし、事業主体は、補助事業が完了したとき（第17第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 事業主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第11号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第12第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第12第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第12号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

第23 交付規則第6条第1項の別に定める造成完了報告書は、別記様式第13号のとおりとし、事業主体は、基金の造成が完了したときは、その日から10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、造成完了報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第24 大臣は、第22及び第23の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業主体に通知するものとする。

- 2 大臣は、事業主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第25 大臣は、第17第1項の(3)の規定による補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第14の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 事業主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 事業主体が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 事業主体が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合（ただし、漁業法第28条の規定による処分を受ける場合を除く。）
  - (5) 間接補助事業者等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 間接補助事業者等又はその所有する若しくは使用する漁船が、違法・無報告・無規制漁業（以下「IUU漁業」という。）に従事したとして世界貿易機関に通報された場合又は地域漁業管理機関が作成するIUU漁業に関する一覧表に掲載された場合
  - (7) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第24第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第26 事業主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(残存物件の処理)

- 第27 事業主体は、補助事業等が完了又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第28 事業主体は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 前2項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付決定額の下限)

- 第29 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

- 第30 補助事業者である事業主体は、間接補助事業者である事業実施者に補助金を交付するときは、第12から第29（第21及び第23を除く。）までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金事業の基本的事項の公表)

- 第31 事業主体は、基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期及び基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業の実施状況報告)

- 第32 事業主体は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額（残高及び国費相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、保有割合の算定根拠、基金事業等の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに（別途指示がある場合はこれによること）大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

- 第33 事業主体は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、別記様式第14号により、速やかに交付を受けた基金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(区分経理等)

- 第34 事業主体は、基金事業の経理について、基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(他用途使用の禁止)

第35 基金は、基金事業以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第36 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行う。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第37 事業主体は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、本要綱第12から第30まで(第21及び第23を除く。)の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 本要綱に従うべきこと。

(2) 助成金等の交付を受けた民間事業者(以下「助成事業者」という。)が当該助成金等により実施する事業(以下「助成事業」という。)により取得し又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令において期間の定めが規定されていない財産にあつては当分の間)においては、事業主体の承認を受けずに、助成金等交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(3) 前号の事業主体の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を事業主体に納付させることがあること。

2 事業主体は、前項(2)の承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3 事業主体は、第1項の(3)により助成事業者から納付を受けた場合の当該納付を受けた額及び助成事業について助成事業者から助成金等の返還又は返納を受けた場合の当該助成金額は、基金に組み入れて補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

4 前項の場合において、基金が既に廃止されている場合は、事業主体は、前項の納付を受けた額若しくは返還又は返納を受けた助成金額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第38 大臣は、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)の3及び4に規定されている各基準に適合するよう指導監督を行うとともに、当該基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月28日3水推第1433号)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2745号農林水産事務次官依命通知)及び水産業体質強化総合対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20水漁第2746号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。ただし、この要綱の施行前に水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱に基づき実施された事業に係る事業実施後の措置、報告等については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行前において、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付要綱及び水産業体質強化総合対策事業実施要綱に基づいて造成された基金については、本要綱の規定に準じて管理・運営するものとする。

附 則（令和 6 年 1 月 2 5 日付け 5 水推第 1 5 6 6 号）  
この要綱は、令和 6 年 1 月 2 5 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 9 日付け 5 水推第 1 7 6 9 号）  
この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 1 2 月 1 7 日付け 6 水推第 1 2 9 5 号）  
この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 3 1 日付け 6 水推第 1 5 9 4 号）  
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 2 月 1 6 日付け 7 水推第 1 4 3 5 号）  
この要綱は、令和 7 年 1 2 月 1 6 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 3 0 日付け 7 水推第 1 8 5 6 号）  
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 水推第 1 8 5 7 号）  
この要綱は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。

別表（第10、第11関係）

区 分	細 分	経 費	補助率
1 漁業構造改革総合対策事業費（基金）		事業主体が、もうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して運転経費に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
2 漁業構造改革総合対策事業費（基金（資源管理・漁業革新推進勘定））	1 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業費（基金）	1 中央プロジェクト本部運営事業費 事業主体が、漁業改革推進集中プロジェクト本部を設置し、その運営を行うために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
		2 地域プロジェクト運営事業費 事業主体が、地域プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
	2 漁業構造改革推進事業費（基金）	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等に対して導入する資材・機材等に係る助成金を交付し、及び認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
		2 漁船漁業再生事業費 事業主体が、漁船漁業再生事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
3 漁業構造改革総合対策事業費（基金（競争力強化型勘定））	1 漁業改革推進集中プロジェクト運営事業費（基金）	1 中央プロジェクト本部運営事業費 事業主体が、我が国水産業の競争力強化に資する中央プロジェクト本部運営事業を行うために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
		2 地域プロジェクト運営事業費 事業主体が、我が国水産業の競争力強化に資する地域プロジェクト運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
	2 漁業構造改革推進事業費（基金）	1 もうかる漁業創設支援事業費 事業主体が、認定改革計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定転換方針に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する水産業協同組合等に対して用船料等算定額及び生産契約料等算定額並びに事業管理費に係る助成金を交付し、認定養殖業改善計画及び承認養殖業再建計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する養殖経営体等に対して導入する資材・機材等に係る助成金を交付し、認定養殖業技術開発計画に基づくもうかる漁業創設支援事業を実施する事業実施者に対して技術開発・実証に係る助成金を交付し、及び認定養殖ビジネス計画に基づくもうかる漁業創出支援事業を実施する実施者に対して養殖ビジネスの創出・ビジネスモデルの実証に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額

		2 漁船漁業再生事業費 事業主体が、漁船漁業再生事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額
4 鯨類資源持続的利用支援調査事業費（基金）		事業主体が、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査等を実施する一般財団法人日本鯨類研究所等に対して調査経費等に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	定額 （ただし、上限額は10億円以内）
5 再編整備等推進支援事業費（単年度）		事業主体が、再編整備等推進支援事業を実施する漁業者等に対して助成金を交付するのに要する経費	2 / 3、 1 / 2、4 / 9、1 / 3

(別記様式第1号) (第4第2項の(5)関係)

令和 年度水産業体質強化総合対策事業に係る運用益使用承認申請書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年度において、水産業体質強化総合対策事業の管理運営費を含めた事業費を、下記予算の範囲内で使用することを承認されたく、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第4第2項の(5)の規定に基づき申請する。

記

1. 管理運営費の予算額及び運用益計画

区分	事業費	事業基金の運用益	備考
資源管理・漁業革新推進基金のうち資源管理・漁業革新推進勘定	円	円	
資源管理・漁業革新推進基金のうち競争力強化型勘定			
水産業体質強化総合対策事業基金のうち漁業構造改革総合対策事業助成勘定			
水産業体質強化総合対策事業基金のうち鯨類資源持続的利用支援調査事業勘定			

(注) 次の関係書類を添付すること。

1. 管理運営費予算額積算内訳
2. 運用益の算定根拠

(別記様式第2号) (第7関係)

水産業体質強化総合対策事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

水産庁長官 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第7の規定に基づき、下記のとおり令和 年度水産業体質強化総合対策事業の実施状況報告書を提出する。

記

1. 漁業構造改革総合対策事業

(水産業体質強化総合対策事業基金のうち漁業構造改革総合対策事業助成勘定) (単位:円)

区分	金額	備考
1. 収 入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運 用 益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支 出(a)'+(b)'+(c)'+(d)'		
(1) 中央プロジェクト本部 運営事業 (a)'		
事業費支出		
その他支出		
(2) 地域プロジェクト本部 運営事業 (b)'		
助成金支出		
その他支出		
(3) もうかる漁業創設支援 事業 (c)'		
助成金支出		
その他支出		
(4) 漁船漁業再生事業 (d)'		
助成金支出		
その他支出		
次期繰越金 (1-2)		

(資源管理・漁業革新推進基金のうち資源管理・漁業革新推進勘定)

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運用益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出(a)'+(b)'+(c)'+(d)'		
(1) 中央プロジェクト本部運営事業(a)'		
事業費支出		
その他支出		
(2) 地域プロジェクト本部運営事業(b)'		
事業費支出		
その他支出		
(3) もうかる漁業創設支援事業(c)'		
事業費支出		
その他支出		
(4) 漁船漁業再生事業(d)'		
事業費支出		
その他支出		
次期繰越金 (1-2)		

(資源管理・漁業革新推進基金のうち競争力強化型勘定)

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運用益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出(a)'+(b)'+(c)'+(d)'		
(1) 中央プロジェクト本部運営事業(a)'		
事業費支出		
その他支出		
(2) 地域プロジェクト本部運営事業(b)'		
事業費支出		
その他支出		
(3) もうかる漁業創設支援事業(c)'		
事業費支出		
その他支出		
(4) 漁船漁業再生事業(d)'		
事業費支出		
その他支出		
次期繰越金 (1-2)		

## 2. 鯨類資源持続的利用支援調査事業

(単位：円)

区分	金額	備考
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
前年度繰越金 (a)		
今年度造成額 (b)		
助成金返還額 (c)		
運用益 (d)		
その他の収入 (e)		
2. 支出(a)'+(b)'		
事業費支出 (a)'		
その他支出 (b)'		
次期繰越金 (1 - 2)		

## 令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和 年度において、下記のとおり補助事業を実施したいので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第12第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

## 記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要する 経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

- 4 事業の完了予定年月日
- 5 収支予算

令和 年 月 日

## (1) 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

## (2) 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。

## 6 添付書類

### 事業主体の定款及び事業計画書

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

令和 年度において、下記のとおり基金事業を実施したいので水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第12第1項の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

## 記

## 1 事業の目的

## 2 事業の内容

（資源管理・漁業革新推進基金）

- （1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定）
- （2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）

（水産業体質強化総合対策事業基金）

- （1）漁業構造改革総合対策事業費
- （2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費

## 3 基金造成に係る計画

区分	金額	備考
	円	
（資源管理・漁業革新推進基金）		
（1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定）		
（2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）		
（水産業体質強化総合対策事業基金）		
（1）漁業構造改革総合対策事業費		
（2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費		
合 計		

（注）基金の保有区分は金融機関への預託等保有形態別に記載すること。  
また備考欄には、基金の保有形態別に造成年月日、予定年利利率等を記載すること。

## 4 添付書類

事業主体の定款及び事業計画書

- （注）
- 1 区分欄は該当する事業についてのみ記入すること。
  - 2 事業の目的、事業の内容及び計画、経費の配分、事業完了予定年月日及び収支予算等については事業別様式により作成すること。
  - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 4 添付書類のうち申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能なものについては、当該ウェブサイトのURL等を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号  
年 月 日

事業主体 代表者 殿

所 在 地 商  
号又は名称代  
表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第5号（第17第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第17第1項の規定に基づき、申請する。

記（注2）

（注1） 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2） 記の記載要領は、別記様式第3号の1又は第3号の2の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」とし、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること（申請時以降変更のない場合は省略できる）。

別記様式第6号（第18第1項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
（○○○○○○○○事業）遅延申出書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
○○○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき届け出る。

（なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。（注2））

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況（注3）				備 考
		年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定 年月日	
	円	円	%	円		

- （注） 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
 2 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。  
 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「年 月 日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
（〇〇〇〇〇〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
〇〇〇〇 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		12月31日までに完了したもの		月 日までに完了予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
（資源管理・漁業革新推進基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定） （2）漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）  （水産業体質強化総合対策事業基金） （1）漁業構造改革総合対策事業費 （2）鯨類資源持続的利用支援調査事業費	円	円	%	円	%	

- （注） 1 「区分」の欄には、別記様式第3号の1又は2の記の3に記載された事項について記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第8号（第20項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
（○○○○○○○○事業）概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
○○○○ 殿  
〔 官署支出官水産庁長官  
○○○○ 殿 〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第20の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。  
また、併せて、令和 年 月 日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。（注2）

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 月日 現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	月日 現在の予定出来高	金額	月日 までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第3号の1の記の3に記載された事項について記載すること。  
2 下線部は、第19の1ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第9号（第21関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金（基金）の支払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
○○○○ 殿  
〔 官署支出官水産庁長官 〕  
○○○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった水産業体質強化総合対策事業費補助金について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第21の規定に基づき、下記のとおり請求する。

記

- 1 支払請求額（算用数字を使用すること。） 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
 (〇〇〇〇〇〇〇〇事業) (補助事業分) 実績報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣  
 〇〇〇〇 殿  
 ( 官署支出官水産庁長官 )  
 〇〇〇〇 殿

所 在 地  
 団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号 (及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知) で補助金の交付決定 (及びその変更) の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第22第1項の規定に基づき、報告する。

(また、併せて精算額として再編整備等推進支援事業費 (単年度) 補助金 円の交付を請求する。)

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A+B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金 2 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載すること。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、記の5(2)の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること(必要に応じて、添付された書類の他にも、支払経費の確認のための資料(例:契約書、請求書、領収書等の写し)を提出させる場合がある。)
- また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)
- 4 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官水産庁長官 ○○○○ 殿」と追記すること。

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
 (〇〇〇〇〇〇〇〇〇事業)年度終了実績報告書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣  
 〇〇〇〇 殿

所 在 地  
 団 体 名  
 代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第22第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業に 要する経費 (A)	国庫補 助金	(A)のうち 年度内支出済 額	概算払 受入済 額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第12号（第22第4項関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業費補助金  
（○○○○○○○○事業）の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
○○○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号（及び令和 年 月 日付け 第 号変更通知）で補助金の交付決定（及びその変更）の通知があった事業について、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第22第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1. 適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>（令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額                            | 金 | 円 |
| 3. 消費税及び地方消費税の申告により確定した<br>消費税仕入控除税額                | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3－2）                                    | 金 | 円 |

（注）金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6. 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること

[ ]

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印のあるもの。）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第13号（第23関係）

令和 年度水産業体質強化総合対策事業造成完了報告書  
（基金事業分）

番 号  
年 月 日

農林水産大臣○  
○○○ 殿

〔 支出を伴う場合  
官署支出官 水産庁長官 殿 〕

所 在 地  
団 体 名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定の通知があった水産業体質強化総合対策事業について、下記のとおり実施したので、水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第23の規定に基づき、報告する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 資金造成に係る実績

区 分	金 額	備 考
(資源管理・漁業革新推進基金) (1) 漁業構造改革総合対策事業費（資源管理・漁業革新推進勘定） (2) 漁業構造改革総合対策事業費（競争力強化型勘定）  (水産業体質強化総合対策事業基金) (1) 漁業構造改革総合対策事業費 (2) 鯨類資源持続的利用支援調査事業費	円	
合 計		

(注) 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。

国庫納付金承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣  
○○○○ 殿

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 氏 名

水産業体質強化総合対策事業費補助金交付等要綱第33の規定に基づき、下記により申請する。  
（なお、併せて事業基金の残額 円を返還する。）

記

1 総括表

事 業 名	事業基金 造成額 ①	運用額 ②	事業基金から の助成金支出額 ③	水産業協同組合等から の助成金返還額 ④	返還額 =①+②-③+④
(資源管理・漁業革新推進基金) 1 漁業構造改革総合対策事業費 （資源管理・漁業革新推進勘定） 2 漁業構造改革総合対策事業費 （競争力強化型勘定）  (水産業体質強化総合対策事業基金) 1 漁業構造改革総合対策事業費 2 鯨類資源持続的利用支援調査事業費	円	円	円	円	円
合 計					

2 添付書類

- (1) 運用益取崩し報告書
- (2) 運用益（預入利息）明細一覧表